

一般社団法人日本ろう空手道協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。

参考URL : <https://www.jfd.or.jp/jdka/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	中長期計画についてはまだ示せていない。今後、理事会にて中長期計画を具体的に協議し、2022年度末までにウェブサイトで公表をする見込みである。	
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	今後、理事会にて組織運営の強化に関する計画を協議し、2022年度末までにウェブサイトで公表をする見込みである。	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	・2022年度途中からJPCに加盟したため、2023年度より当協会ウェブサイトで決算報告、収支予算表等をホームページで公開予定。 ・会計規程、寄付金取扱規程を2022年度末までに公表予定 ・中長期的な財源の確保については、2023年度以降に会員の拡大をはじめ、支援企業の獲得なども含めた計画を策定していく。	
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・ 次回の役員改選である2023年度総会までに、役員選考規程を設け、外部理事及び女性理事の目標割合を設定する。 ・ 現在の役員は4名(理事3名、監事1名)で構成をしているが、全て外部団体から派遣をしており、団体の運営が落ち着くまでは現体制で進め、選手OB、きこえるNFや当事者等で運営ができるように運営基盤を強化する。次回の役員改選である2023年度総会において、女性役員の比率を上げられるよう、団体を運営していく人材を確保・育成する。	役員一覧
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当協会は評議員会を設置していない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	選手数が5名とまだ少なく、アスリート委員会を設置していないが、2025年夏季デフリンピック競技大会(2025年開催)代表選考までに委員会が設置できるよう、理事会で検討を行う。	
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	当協会の役員は4名で構成をしている(理事3名、監事1名)。監事は弁護士資格を有しており、法的観点も含め協会の運営に関し、適正な意見を頂いている。	
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	次回の役員改選である2023年度総会までに、役員選考規程を設け、就任時の理事の年齢に制限を設けていく。	
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	次回の役員改選である2023年度総会までに、役員選考規程を設け、任期及び再任回数の上限を設けていく。	
			【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	次回の役員改選である2023年度総会までに、役員候補者選考委員会を設置する。	
11	[原則3] 組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	倫理・懲戒規程、反社会勢力対応規程等を整備している	倫理・懲戒規程 反社会勢力対応規程
12	[原則3] 組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	会費規程、謝金・旅費に関する規程を整備している	会費規程 謝金規程 旅費規程
13	[原則3] 組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	反社会勢力対応規程、内部通報に関する規定を整備している	内部通報制度に関する規程・日ろ空 コンプライアンスホットライン
14	[原則3] 組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員員の報酬等に関する規程を整備しているか	謝金規程、旅費規程を整備している。原則として法人の役員員は無報酬である。	謝金規程 旅費規程
15	[原則3] 組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	2022年度末までに財産管理規程を定めてHPにて公開予定	
16	[原則3] 組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	2022年度末までに寄付金等取扱規程を定めてHPにて公開予定。別途必要に応じて追加していく。	
17	[原則3] 組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	強化委員会規程、強化選手規程を整備している。	強化指定選手規程 強化事業委員会規程
18	[原則3] 組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	現在、当団体に所属する審判はおらず、全空連の地方支部等から派遣していただくなどの協力をいただいている。	
19	[原則3] 組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	内部通報制度に関する規程を整備し、日ろ空 コンプライアンスホットライン 受付窓口を設置している。	内部通報制度に関する規程・日ろ空 コンプライアンスホットライン
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	2023年度中にコンプライアンス委員会規程を定めてHPにて公開予定	
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・2023年度中にコンプライアンス委員会規程を定めてHPにて公開予定 ・コンプライアンス委員会に弁護士や有識者を配置予定	
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・2023年度中にコンプライアンス委員会規程を定めてHPにて公開予定 ・コンプライアンス委員会設置後に、コンプライアンス教育を実施できるようにする ・それまではスポーツ庁やJPCが実施する研修に積極的に参加していく	
	[原則5] コンプ	(2) 選手及び指導者向けのコ	・2023年度中にコンプライアンス委員会規程を定めてHPにて公開予定	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	ライアンス強化のための教育を実施すべきである	ンプライアンス教育を実施すること	・コンプライアンス委員会設置後に、コンプライアンス教育を実施できるようにする ・それまではスポーツ庁やJPCが実施する研修に積極的に参加していく	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	現在、当団体に所属する審判はおらず、全空連の地方支部等から派遣していただくなどの協力をいただいている。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	中長期計画にて財源を確保した後に、各種専門家のサポートが受けられる体制を構築していく。	
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・2022年度より、収支予算書、収支決算書、正味財産増減計算書を当協会ホームページにて公表予定 ・当団体内で複数の者で会計チェックを行い、監事による監査を受けていく。	
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・国庫補助金マニュアルに沿って適正に会計処理をしている。	
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	当協会の組織運営に関わるさまざまな情報を（役員、定款、各種規定、財政、事業計画など）を当協会ホームページで公開している	
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	強化指定選手選考基準を当協会ホームページにて公開している	2022年度日本ろう空手道協会強化指定選手選考について
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	「スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明」を当協会ホームページにて公開している	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	2022年度内に「利益相反管理規程」を当協会ホームページで公開予定	
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	2022年度内に「利益相反管理規程」を当協会ホームページで公開予定	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	日ろ空コンプライアンスホットラインを設置している	内部通報制度に関する規程・日ろ空 コンプライアンスホットライン
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	当協会の監事は弁護士であるため、コンプライアンス委員会ができるまでは、この監事による対応を検討している。	内部通報制度に関する規程・日ろ空 コンプライアンスホットライン
	[原則10] 懲罰	(1) 懲罰制度における禁止行	倫理・懲戒規程・反社会勢力対応規程にて整備している。	倫理・懲戒規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	制度を構築すべきである	為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること		反社会勢力対応規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	倫理・懲戒規程第6条にて、下記の通り定めている。 理事長は、疑われる事案について本協会にて処分が必要と認める場合には懲戒委員会を設置する。 2 懲戒委員会の委員は本協会の役員又は学識経験者で構成し、5名以上とする。 3 懲戒委員会は、理事長から当該事案の調査結果の報告を受け、別表に定める処分の基準を踏まえて審議の上、処分案を理事長に答申するものとする。 4 処分の対象となった者に対しては、弁明の機会を与えなければならない。	倫理・懲戒規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	当協会の定款第54条に「自動応諾条項」を盛り込んでいる	定款
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	当協会入会申込書にスポーツ仲裁の利用が可能な旨を明記していくことを検討するとともに、強化合宿にて選手たちに説明を行っている。	
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	未整備のため、危機管理委員会の設置あるいは危機管理マニュアルの作成を今後3年間理事会で検討していく。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年以内に外部調査委員会を設置した例はない	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年以内に外部調査委員会を設置した例はない	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	当協会は選手個人が直接登録する団体であり、地方組織がないため、本審査項目は適用されないと考える。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	当協会は選手個人が直接登録する団体であり、地方組織がないため、本審査項目は適用されないと考える。	